

質問に対する回答について
工事名) 磐越自動車道 鳥屋山トンネル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	技術評価項目及び技術評価基準の中で、施工の確実性 企業 品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況 「※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。」とありますが、これは、COHSMSとISO45001を両方取得している場合に評価をし、どちらか片方のみ取得している場合は、評価されないと理解でよろしいですか。	どちらか片方取得していれば、評価します。
2	技術評価項目及び技術評価基準の中で、環境負荷軽減 カーボンニュートラルへの取り組み 「2)元請社員が使用する連絡者に電動者(※2)を導入する」とありますが、この中の元請職員について、1名以上に使用車両に導入すれば評価対象となりますでしょうか。それともすべての元請職員が導入することが評価対象の条件となりますでしょうか。	入札公告(説明書)に記載の通り、規模・数量・期間は問いませんので、評価対象となります。
3	技術提案書作成にあたっての着目点の記入欄(400字)について 文章の改行等により入力した文字が見切れる場合、行の高さを変更することは問題ないでしょうか？	問題ありません。
4	技術提案書作成にあたっての着目点の記入欄(400字)について 入力文字の着色、太字、下線等の装飾は問題ないでしょうか？	問題ありません。
5	技術提案書 様式2について 現在の文字のフォントはすべて「MSPゴシック」ですが、「MSP明朝」など他のフォントへの変更は可能でしょうか？ また、入力する文字の着色、太字、下線等の装飾は問題ないでしょうか？	問題ありません。
6	添付資料について 「文字サイズは、10ポイント以上とする」とありますが、図表内の文字についても10ポイント以上でしょうか？	図表内の文字サイズは問いません。

7	<p>契約関係図書・設計関係図書</p> <p>① 01 特記仕様書 54 項</p> <p>②06-2 設計図（トンネル）</p> <p>131 項～134 項</p> <p>24-36 調査ボーリング工について</p> <p>調査ボーリングの工法（ロータリーパーカッション方式ワイヤーライン工法等）や調査箇所を変更・追加することは可能でしょうか？</p>	<p>技術提案に関する質問として回答します。調査ボーリングの工法及び調査箇所の変更は可能ですが、調査箇所の追加はできません。</p>
8	<p>枠外の注意事項に、「提案書の文字サイズは 10 ポイント以上とする。また 1 頁全体の行間、行数及び文字間隔は編集しないこと。」および「技術提案の 1. 提案概要～4. 履行確認方法 の各項目の行数・文字数は規定頁内であれば任意に変更してもよい。」と記載があります。提案書の行数・文字数の変更は可能でしょうか。</p>	<p>全体の行数及び文字間隔の変更は認めておりません。ただし、1. 提案概要～4. 履行確認方法 の各項目については規定頁内であれば行数・文字数の変更は可能です。別添 1 を参照お願いします。</p>
9	<p>技術評価項目及び技術評価基準の同種工事の施工実績に関し、「トンネル 1 チューブの施工延長が 2000m 以上」の取扱いにつき、下記のとおりご教示願います。</p> <p>1) 当該延長は「1 契約工事」に限る要件でしょうか。</p> <p>2) 同一トンネルにおいて契約の異なる複数工事（随意契約を含む）の施工延長を合算し、2,000m 以上の実績として取り扱うことは可能でしょうか。</p> <p>3) 連続工区である同一トンネルにおいて、A 工事は技術評価の対象期間以前に完了し、B 工事は対象期間内に完了している場合、両工事の延長を合算して実績として取り扱うこととは可能でしょうか。</p> <p>【具体例】</p> <p>○○トンネルにおいて、A 工事（延長 1,200m）は技術評価の対象期間以前に完了し、B 工事（延長 1,100m）は対象期間内に完了しております（いずれも連続区間、契約は随意契約で工事名は異なる）。この場合、合算延長 2,300m を「1 チューブ 2,000m 以上の施工実績」として認められますでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>一次審査の評価基準に示す「同種工事」とは競争参加要件等一覧表で定める「同種工事」のことを意味していますので、競争参加要件として記載していただいた工事に対して、一次審査の評価を行います。競争参加要件等一覧で示す「同種工事」は、技術資料作成説明書に記載の通り、指定する年度以降に元請として完成及び受渡が完了した施工実績を 1 件記載することとしておりますので下記の通りの回答となります。</p> <p>1) 1 契約工事に限る要件となります。</p> <p>2) 実績としては認められません。</p> <p>3) 実績としては認められません。</p> <p>1 チューブの考え方については別添 2 を参照ください。</p>

(参考資料:技術提案書 様式2 記載にあたっての留意事項)

技術提案書 (〇／2)

凡例 **カコミ** 評価名称のために省略不可 **青字** 記載上の留意事項

評価項目①	評価項目①を記載すること。
-------	---------------

【技術提案】 技術提案 のタイトルを記載すること。例:〇〇に関する提案

1. 提案概要

- ・技術提案概要(何を使ってどんな効果がある提案なのか)を、技術提案の背景/着眼点/目的を含め簡単に記載すること。

2. 施工方法及び改善効果

- ・技術提案を達成するための具体的な施工内容を記載すること。
- ・技術提案の履行による具体的な改善効果を記載すること。
- ・不具合が想定される場合は、その対応策を記載すること。
- ・採用する技術の中(工法・資機材など、一部でもよい)で特出・補足すべき内容(機能、特徴、相乗効果、新技術の採用など)を記載すること。
- ・建設業界を取り巻く状況(環境に配慮した技術の採用、生産性向上、省人化、省力化に資する工夫など)に対する提案がある場合は、その内容を記載すること。

3. 施工実績

自社実績/その他

工事名: 発注者: 工期: 施工中/しゅん功及び受渡し完了

- ・該当するものを〇で囲み、工事名、発注者、工期(自～至)を記載すること。工事実績がない場合は、工事名、発注者、工期を空欄とし、施工事例や導入事例等を記載すること。なお、不要な部分(〇で囲んだもの以外)については削除してもよい。
- ・「施工実績」とは、提案された技術の性能・効果等が提案者のみならず、発注者や第三者に確認・検証されているものをいう。これを踏まえた上で、本欄に記載すること。
- ・提案内容が、施工実績の一部を改善している場合は、改善した部分の施工実績を記載すること。
- ・自社で受注し、しゅん功及び受渡しが完了している場合は、工事名・発注者名・工期を記載すること(しゅん功及び受渡し完了により、発注者が履行確認を行い、効果の検証を行ったものとみなす)。
- ・自社で受注し、施工中の場合は、工事名・発注者名・工期に加え、履行確認(※注)の内容を記載すること。
- ・その他(提案の一部または全部が他社実績で構成されている場合や工事以外の実績(NETIS登録技術含む))の場合は、履行の概要及び履行確認(※注)の内容を記載すること。また、提案の一部または全部が他社実績で構成されている場合は、提案者が確実に履行できる根拠を記載すること。

(※注)「履行確認」: 提案者だけの確認・検証ではなく発注者や第三者などにより客観的に確認・検証されていることをいう。

4. 履行確認方法

- ・提案の施工計画時、施工中、施工後の各段階での、受発注者双方の履行確認方法や、効果の確認・検証の方法を記載すること。

- ・1つの評価項目につき、A4版(片面)1頁で記載すること。
- ・提案書は文章のみとし、図表は記載しないこと(図表は添付資料に記載する)。
- ・提案書の文字サイズは10ポイント以上とする。また1頁全体の行間、行数及び文字間隔は編集しないこと。
- ・技術提案は1. 提案概要～4. 履行確認方法の順に省略せず文頭に記して、後に内容を記載すること。
- ・技術提案の1. 提案概要～4. 履行確認方法の記載内容が重複する場合、省略せずに該当する全てに記載すること。他の項目と重複する場合は記載先の明示や概略化などで記述してもよい。
- ・技術提案の1. 提案概要～4. 履行確認方法の一つにでも記載が無い場合は、当該する技術提案は不採用とする。
- ・技術提案の1. 提案概要～4. 履行確認方法 の各項目の行数・文字数は規定頁内であれば任意に変更してもよい。
- ・本様式の改変(余白の注意事項や求める技術提案内容(評価項目)の削除・文字サイズの変更を含む)は行わないこと。

※改善技術提案書として提出する場合は、タイトルを『改善技術提案書(〇／2)』とする

※様式下の注意書き(青枠部分)は、技術提案書作成にあたり削除・編集してはならない。

一頁全体の行数・文字間隔は編集不可

各項目の行数・文字数は一頁内であれば変更可能

「同種工事」のトンネル1チューブの施工延長の考え方は、次の例を参考にしてください。

例1) 「同種工事」で2チューブのトンネルを施工した場合



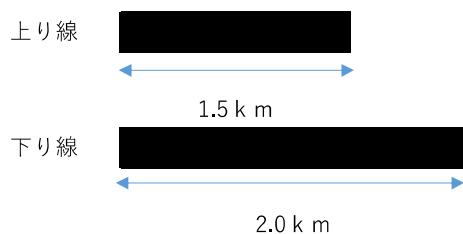
「同種工事」で延長1.0kmのトンネルと延長2.0kmの別々のトンネルを施工した。

⇒ **トンネル1チューブの延長が2.0kmの施工実績がある。**

(2チューブを合計し延長3.0kmの施工実績とはしない。)

例2) 「同種工事」で上り線・下り線で別々のトンネルを施工した場合

※上り線と下り線が同一トンネル（対面運用）の場合は「1チューブ」とする。

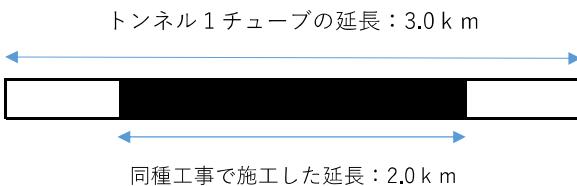


「同種工事」で上り線延長1.5kmのトンネルと下り線延長2.0kmの別々のトンネルを施工した。

⇒ **トンネル1チューブの延長が2.0kmの施工実績がある。**

(2チューブを合計し延長3.5kmの施工実績とはしない。)

例3) 「同種工事」で1チューブのトンネルの一部を施工を施工した場合



「同種工事」で延長3.0kmの1チューブのトンネルのうち、延長2.0kmを施工した。

⇒ **トンネル1チューブの延長が2.0kmの施工実績がある。**

(「同種工事」の中で施工していない延長を含めない。)